

報告第 1 3 号

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成 2 4 年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び財政健全化審査意見書

平成23年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

| 健全化判断比率  |     | 早期健全化基準 |
|----------|-----|---------|
| 実質赤字比率   | —   | 12.98   |
| 連結実質赤字比率 | —   | 17.98   |
| 実質公債費比率  | 3.7 | 25.0    |
| 将来負担比率   | —   | 350.0   |